

第五十八回 参議院大蔵委員会會議録第八号

(一一四)

昭和四十三年三月二十六日(火曜日)
午前十時三十七分開会

委員の異動

三月二十三日

補欠選任

三月二十五日

補欠選任

三月二十六日

補欠選任

三月二十六日

補欠選任

三月二十六日

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 青柳 秀夫君
理事 植木 光教君
小林 章君
西田 信一君
柴谷 要君
中尾 辰義君

委員

青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
竹中 恒夫君
藤田 正明君
木村精八郎君
田中寿美子君
戸田 菊雄君
野溝 勝君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 二木 謙吾君

大蔵省銀行局長 澄田 智君
事務局側 常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

大蔵省理財局 大谷 邦夫君
大蔵省国際金融局長 奥村 輝之君

参考人

日本開発銀行総裁 石原 周夫君

本日の會議に付した案件
○理事の補欠互選の件

○日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。去る三月二十三日付をもちまして八田一朗君が委員を辞任され、その補欠として青木一男君が委員に選任されました。

また、昨日、竹中恒夫君が委員を辞任され、その補欠として二木謙吾君が選任され、本日、二木謙吾君が委員を辞任され、その補欠として竹中恒夫君が委員に選任されました。

○委員長(青柳秀夫君) この際、おはかりいたします。

現在本委員会の理事が一名欠員となっておりますので、理事の補欠を選任したいと存じます。選任は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に西田信一君を指名いたします。

○委員長(青柳秀夫君) 日本開発銀行法の一部を改正する法律案、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行ないます。御質疑の

○柴谷要君 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について御質問をいたします。

今日、アジア開発銀行に対して、アメリカは二億ドル、日本が一億ドルを特別基金に拠出しようとしていますが、わが国の拠出額はアメリカの強い要請によつたものであるのか、それとも、わが国が独自の判断で拠出額を決定したものであるのか。もしもわが国がアジアにおける先進国としての立場から、東南アジアの農業開発を真剣に考慮した上での発意であるならば、少なくともアメリカと同額くらいの拠出を行なう一方、いまだ拠出を決定していない先進国に対してはすみやかに拠出するよう促進方を話し合ひをすべきだと思ひますが、これらの問題についてどのような交渉をされておられるか、それをまず第一に御説明をいただきたい。

○説明員(奥村輝之君) まず、今回のわが国の基金に対する拠出がどういう立場で行なわれたかというお話でございますが、これは一昨年東京で東南アジア農業開発會議が行なわれましたその席で、東南アジア地域の農業開発事業というものは今後ソフトな条件で融資を行なう、こういうため

の基金を設けることは望ましいのだというような話が出たわけであります。そこで、先進国とアジア開発銀行に呼びかけが行なわれまして、アジア開発銀行にもその検討を命ぜられたわけであります。その後、去年の四月でございましたが、マニラで第二回の東南アジア開発閣僚會議が行なわれまして、その席においても基金の必要性が再確認され、アジア開発銀行から検討の経緯が報告されたわけであります。こういう経緯を考慮してみますと、これは私どもがかねて主張した東南アジアの農業開発のための基金が必要である。特にそれは日本は唯一の東南アジアの先進国でありますから、そういう立場で、まず指導性をもつていろいろ資金を手当てをして進めていくべきであるという態度をとってきたわけです。そこで、アメリカの予定しております金額、日本の予定しております金額、これとの関係の問題でございますけれども、これはやはり私どもは、あくまでもこの事業については日本が中心であると思ひますが、ただ、日本のいまの財政事情、あるいは国際収支の事情というものを考えますと、そう大きな金額は出せないわけであります。もちろんアメリカ以外にも、すでにオランダとかカナダとかドイツとかイギリスとか、その他の国が拠出の意思の表明を、公式、非公式にしていろいろ段階でございますので、こういうふうな気持ちを持っております。この際さらに高める、そういう趣旨からして今回法律の改正をお願いしているわけであります。これが通れば、各先進国がこれにならつて拠出を増加してまいり、また、新しい拠出の意思を表明する、こういう形で先進国が拠出を促進するように私どもは持つてまいりたいという考えであります。

○柴谷要君 次に、わが国はアジアにおける先進国として、また、アジアの繁栄と平和をはかるた

め、東南アジアに対して援助政策を遂行しなければならぬ義務があるわけであり。最近、内外の諸情勢は、必ずしも順調な遂行を期待することができないような事態に当面しているようであり、なせならば、開発途上にある国々、国連貿易開発会議が開発援助委員会の決議勧告によって、援助は国民所得の二五％以上とするの金利を三％以下、返済期間を二十五年以上とする、政府ペース援助の約八〇％以上を贈与もしくはゆるい条件の借款とすること等を要請しております。ところが、わが国の援助条件は、このような国際基準に比べてあまりにもきびしい状態である。輸出優先主義が骨髄であつたこと、アジア貿易の大半が日本側の出超であることなどから、必ずしも東南アジア諸国から歓迎されていないというのが今日の実情ではないか。このようなときに、わが国では昨年度の四十三年度予算の編成の際に、大蔵省は財政硬直化を理由に、援助一割を再検討すべきであると主張しております。ところが、一方、外務省は、これは国際公約の目標であるから、実行しなければ国際信義にもとると反論して、両者の話し合いは対立のまま解消されておられない現状ではないかと思ふのであります。一割の援助を実現するということになりますと、これはたいへんなことになる。経済社会発展計画の終わる四十六年度では、実に十二億三百六十万ドルの援助額が必要となつてまいります。四十二年の実績をかりに六億七千万ドル見当とすれば、今後四年間に二倍以上の援助が必要となつてくるのであります。はたしてこのような援助が実行可能であるかどうか、この辺の見通しは一体どうなのか、そして、かりに一割の援助が困難な場合、後進国から複雑な問題が生じてくるのではないかと考えられる。また、政府は、今後、量より質の強化に重点を置いて援助の内容を改善する方向に進むといわれておりますけれども、そのためにどのような施策を講じようとしておられるのか、ひとつ具体的に説明をしていただきたいと思ふ。

○説明員(奥村輝之君) まず、一割の援助目標のお話があつたのでございますが、これは一九六四年に国連貿易開発会議で勧告がございました。各先進国は、最小限度その国民所得の一割にできるだけ近い額、これを低開発国に供与するように努力すべきである、こういうものであります。日本もこれに対して賛成をしてきたわけであり、ただ、そのときの勧告の際に、ただ、標準資本輸入国である一部諸国の特別な立場には留意すること。それから、この目標額は各先進国の援助供与額の上限を意味するものではない。このことは、さらにふやしてもいいということでございますが、同時に、異なるいろいろな先進国の間の開発努力の量的あるいは質的な努力の適否を比較する方法であると考えてはならないと、こういうことが同時に話し合いがあつたわけであり、したがって、一言にして申し上げますと、この一割の目標は道義的な努力目標であるといふことであります。で、日本は、過去の状況をみてまいりますと、援助総額は過去三年間に二倍以上に増加しております。しかし、国民所得に対する比は〇・七％前後ということであり、要するに日本の場合は、国民所得の増加率と申しますか、成長率が非常に高いために、この一割という目標が機械的に達成できない。しかし、それはあくまでも道義的なものであり、私どもとしては、これに時間的にある時間をもつて拘束せられるという性質のものではないという考へ方を持つていたわけであり、で、かたがた、こういうふうな一割の目標というものが出て今日に至つたわけであり、この一割という単純な目標を設定することは、各国の国力にに応じた公平な分担の原則から見ても再検討が必要である。で、要すれば一割の目標にかわるものと公平な目標を国際的に認める必要があるのじゃないかと、こういうふうな主張もしてきたわけであり、そういうことで、私どもの主張も、御存じのDACの会議においてもたびたび繰り返されて、そのDACの加盟国は、国民所得比による目

標設定は、豊かな先進国よりも、貧しい先進国に對してより多くの負担をもちたすものであると、こういうことで、一人当たりの国民所得の格差、こういうふうなものと一緒に一つの要素として考慮すべきである、こういうふうなことも会議の席上において議論せられ、記録に残つてゐるわけであり、まあしかし、こういうことを一々こまかく具体的な目標として、一つの原則として組み入れることが非常にむずかしいものでござい、ますから、現在まで一割という目標になり、それが形式的な目標になり、今後の課題としていかにいふような点を合理的に持つていくかといふような宿題が残つてゐるわけであり、

次に御質問の点は援助の条件の問題でござい、ますが、これは確かにわが国は、他国と比べて条件がハードと申しますか、ソフトでない状態であり、ます。しかし、この援助の条件の問題は、援助の量の問題と非常に密接な関係があるものでござい、まして、援助の量が少なければ援助の条件を緩和することもできませんし、極端に申しますと、贈与とか、非常に低利な借款のみを勘定いたしました平均条件は非常に改善せられるが、こういうものは量が少なければなりません。こういうことで、結局むずかしい問題がたくさんあるのでござい、ますが、要するに国力に応じた公平な分担といふことが大事であり、私どもとしては、機会あるたびにこういうふうなわが国の立場を訴えてきたのであります。したがって、日本としては、もちろん低開発国の経済開発の重要性は認識しておりますが、財政とか外貨のほうのいろいろな能力の許す範囲内で今後とも努力を続けてまいるほかはないと、こういうふうな考へております。日本は、特に東南アジアに対する援助について、輸出優先主義が骨髄である、こういうふうな御指摘があつたわけでございますが、私どもは、低開発国に對する協力については、やはり大蔵省の立場もござい、ますし、外務省の立場もござい、ますし、通産省の立場もある。結局長い目で見れば、私どもは、東南アジアの諸国がこの協力によって経済の

水準を高め、世界全体として経済が拡大し、その一環としてわが国に利益が戻ってくることを考へておるのでござい、まして、そういうふうな広い立場で低開発国の協力の問題を取り上げてまいつたわけであり、今後ともそういうことでまいりたいと思ひますが、しかし、一番大事なことは、御指摘のように、相手国のほんとうの発展のために役に立つ協力ではないかと思ひます。そういう意味で今後とも努力を続けてまいりたいと思ひます。それから、最後に、量より質の強化に重点を置いて援助の内容を改善する必要があるのじゃないかという御指摘がございましたが、まさにその点は、私どもは、量とか条件とかという問題もござい、ますけれども、ほんとうに低開発国の役に立つ協力というものを目ざして努力を続けていかなければならないと思ひます。

○柴谷要君 政府は、私の質問しました最後のほうに十分答えていない。量よりも質の強化に重点を置いて援助の内容を改善する方向に進んでいる、こういうことを言われております。一体、量より質といふそのものの具体的なひとつ説明をお願いしたいと思ひます。これは重大な問題なんです。いろいろな考へ方があると思ひますが、私がいまお答へいたしましたのは、援助の金額をどうするか、援助の期間をどうするか、金利をどうするか、というふうな問題があると思ひます。もう一つ、同時に大事なことは、その援助がほんとうに相手国の経済発展に役に立つかどうかという点であると思ひます。援助の条件については、これは数年前から比べまして、金利、据え置き期間その他がかなり緩和してまいつております。しかし、欲を申しますと、カナダその他贈与を主にする援助国と比較いたしますと、日本の援助条件はおおハドであるといふ批判はあるだらうと思ひます。こういう条件については、私どもは、やはり日本のいまの援助については、政府の出資、税金をそのまま使つて出資をいたしませんと条件が甘くならぬいわけござい、まして、これはやはり日本の財

もう一つ、質という話については、相手国にどういうふうな役に立つような援助をしていくかということがあるかと思ひます。私はこれを先ほど申し上げたわけでございますが、やはりほんとうに低開発国の国民全体の利益になる、こういうふうなプロジェクトを選ぶ、こういうふうな援助を進めていくということが大事であります。そういう意味で、私どもはこれまで行ないました援助について、その効果はどうであつたか、ほんとうに役に立つのはどれであるかということを考えておるわけでございますが、たとえば今回御審議をいただいておりますアジア開発銀行に対する基金の拠出というものは、やはりアジアのいまのほんとに国民の生活の向上のためには何が大事か、非常に地道な話でございますけれども、農業というものは、これから増加する人口をまず養つていく最も基礎的な部門でございます。そういう意味で、こういうふうな地道な部門について努力を重ねてまいりたいということでございます。その他まあいろいろな援助の要請の中には、鉄工場をつくるとか、あるいはダムをつくるとか肥料工場をつくるとか、いろいろな要請がございます。要請がございしますが、私どもとしては、ほんとうにその国の経済の現状から見て役に立つのは何か、国民全体にとって貢献するものは何か、こういう点を見て援助を進めてまいりたい、こういう考えでございます。

○柴谷要君　では、次に、この援助問題のうちわが国が最も当面している最大の関心は、何といつてもインドネシアに対する援助だと思ひます。四十一年度は三千万ドル、四十二年度が六千万ドルの援助、さらに四十三年度には六千万ドルの援助が予算化されているようであります。四十二年度では平均金利を三%とするために、六千万ドルのうち、五千万ドルを輸銀資金を使い、一千万ドルを予備費から支出をし、これを贈与すると

問題だと思えますので、どうかインドネシアの問題をめぐる具体的なひとつ話をぜひこの場で聞かしてもらいたい。

○説明員(奥村輝之君) インドネシアに対する御指摘の点、昭和四十一年度から本年度に至るまでの援助の数字その他についてはいま御指摘のとおりでございます。現在、スハルトさんが日本に参られるということで、これに対してどういうまあ適切な措置をとるのかという点でございますが、私ども

で、このインドネシアに対する援助一般の問題
でございませけれども、いままでまあインドネシ
アは相当経済的に困難な事態におちいりまして、

去年各国がコンソーシアムでいろいろ相談をいたしました。その結果、二億ドル以上の金額を出すことになったのであります。日本もその中の構成国であつたわけでありますが、そういふふうな協力によつて、インドネシアは、たとえば物価をとつてみますと、一昨年あるいは一昨々年、これにははなはだ七倍前後一年間に物価が上昇しておつたわけでありますが、去年はこれが二倍程度にとどまるといふよりうな安定の徴候が出てゐるのであります。

うに考えているわけですが、先ほどの御指摘の点もよく頭に置きまして、やはり日本としては貴重な金を出すわけでございますから、その金がおんとうに効果を生むように、今後とも先生方の御教示も仰ぎながら努力をしていきたいと思ひます。

○柴谷要君 どうも何だか上つつらをさうとな
でたような箒舟で、ちっとも聞きたいところは
言っていないようです。インドネシアの状況等

も、最近伝えられているところを聞きますという、少しもとは言いませんけれども、援助の実績があがっていない。そういう事実の中で、日本が何かたいへん力を入れて援助資金の捻出をはかつて、無理な援助資金を捻出してやってみてもあまり効果はあがってこないのではないか、将来に向かつて、そういうむだなことをすることよりも、むしろ使ふべき必要な経費というものがはかたにくさんあるのではないかと、いろいろにわれわれ思うわけです。そういう点を実は伺いたいと思つたのですけれども、まあ政府答弁としてはそういうことぐらしか言えないのが今日の事情ではないかと思つて、あきらめましてやめます。

次の問題は、今回特別基金に対して拠出を行なうわけでありましても、一体拠出とは法律的にどんな意味を持っているのか、出資とどう違ふのか。拠出の場合には、清算段階で元本の保証がないように思われるのですが、この点はどんなものなんでしょうか、これをひとつ聞かせてもらいたいと思ひます。

○説明員(奥村輝之君) 今回拠出ということばを使っているわけですが、これは普通ならば出資といふことで、通常の資本財源を構成する場合に協定上出資として取り扱ふわけでございます。ところが、このアジア開発銀行の設立協定第十九条では、アジア開発銀行の管理を受託することができるといふ規定がございます。その特別基金の中身といたしましては、これは信託といふものを一応考へてゐるわけでありま。また、場合によつては他の形式のやり方、たとえば貸し付けといふような方式も排除しない、こういうふうな考え方がございます。そこで、いまの出資に對しまして、こういうふうな性格の資金といふことで私どもは拠出といふことばを使つたわけでありま。

それで、この拠出金といふものが、一体最後はどうなるのかといふことでございますが、いまのような趣旨で私どもは信託または貸し付けといふような内容を持つたそういう取りきめを、御承認

をいただいたあとにはアジア開発銀行との間で取りきめるつもりでございます。先方もそういうふうな取りきめについてはすでに合意の内意を表明しておきまして、問題は無い。そこで、最終的にこの元本の返済といふことになりま。信託財産の最終帰属権といふものはあくまでもわが国が留保する、こういうふうなことを明確にいたすつもりでございます。

○柴谷要君 それでは、その次ですが、拠出金は国債で行なうけれども、この現金化の請求が四十三年度中にはないので、その予算を計上してないといふ説明が行なわれたわけですが、予算総則で総額をきめるだけではなく、これに見合ふ現金を計上することが健全財政のためからいって当然じゃないか。また、現金化の請求があつた場合に、一体どんな方法でこれを出そうとするのか。まあ四十三年度中にはないと、こうしておきまけれども、もし必要があつて現金化の請求がなされた場合には一体どうするか、これが一つ。それから、現在、国債整理基金特別会計に相当な余裕金があるといふことは知つておきまけれども、この余裕金はアジア開発銀行の払い込み資本に充當してゐる、そうでしょう。そうなつてくると、その分に対して現金化の請求があつて余裕金になつた場合には一体どうするか、この点をひとつ説明をしてもらいたいと思ひます。

○説明員(大谷邦夫君) お答えいたします。第一の問題でございますが、アジア開発銀行への特別基金といたしまして三十六億円まあ国債を交付するといふことでございますが、先生御存じのうちに、この特別基金の受け入れにつきましては日本とアジア開発銀行との協定が要る。各国の協定がございまして、そのあとアジア開発銀行の業務体制が整つて、しかる後に業務活動が始まるわけでございます。これは四十三年度中にはまず起こるまいといふふうに見込まれます。かつ、また、アジア開発銀行の当局も、そういうふうな四十三年度中に償還要求はあるまいといふことを言つておきま。われわれといたしましては四十三

年度中に一応現金償還を見込んでなかつたといふことでございます。もしこれが可能性があるとすれば、先生のおっしゃる通りに、見込むといふことになるかと思ひますけれども、現段階ではそのような現金償還の要求はないといふことでございます。次に、第二周でございますが、万が一あつた場合にどうするかといふことでございますが、これはたゞいま申し上げましたように、万々一もあるまいとは思ひますが、要求払いのことでございます。それから、仮定の問題として申し上げれば、たとえば先生もいま御指摘になりましたように、アジア開発銀行には従来から国債を交付してございまして、四十三年度さらに三十六億を出すと、予定でございます。そうしますと、これが百八億になります。これに對しましてアジア開発銀行の業務は必ずしも進んでおりませんが、要求払いでございますので、一応五十四億程度の現金償還の見込みを立てて金を準備しております。これも年度終り近くでなければ、はたしてそれだけのものが要るか、確固たる見通しはつかないわけでございますが、もしそちらのほうの償還要求がなければ、その金を特別基金の償還要求に回すことも可能でございます。したがって、これらを総合いたしますと、現金償還要求はまずないと思ひますが、かりにあつた場合でもそのような方法によつて処理できるのではないかと考へております。

それから、先生が先ほど御指摘のございました整理基金の準備してゐる金がアジア開発銀行の払い込み資金ではないかといふことでございますが、これは現金出資の分は別に用意してございまして、整理基金で用意してゐるものは、あくまでも国債で出したものに対する償還要求があつた場合の償還資金でございます。

○柴谷要君 それでは、アジア開発銀行に対する質問は終わつて、開発銀行のほうをちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(二本藤吾君) 柴谷先生からただいまいろいろアジアの開発についての適切な御指摘がございました。先進国として大いに援助をしなればならない、かように考へております。しかし、援助の効果をあげるということが大事でありますから、いまインドネシアの例をあげていろいろなお話でございましたが、十分検討をいたしまして、御期待に沿うように努力いたすことを申し上げま。

○柴谷要君 私の質問の締めくくりをしていただいて大成果だと思ひます。たいへん政務次官に感謝いたします。この開銀の問題は五つばかりあるのですが、時間もありませんので、ごく簡単に質問します。開銀融資のなり役割りといふものは、量的にも質的にも、市中金融の補完的機能であると私は考へます。開銀資金の供給は市中金融を誘発して、わが国経済に大きな影響を与えるものであることは否定できないと思ひます。したがって、その業務の運営にあつては、そのときどきの景気の動向、設備投資の動向をよく見きわめた上で、時期に応じて融資対象なり融資量の適正化をはかつていかなければならないと思ひます。特に開銀融資が経済の安定成長の呼び水となるか、設備投資の激化を招く要因になるか、かつて開銀当局者の業務運営の姿勢並びに政府当局の開銀に対する方向づけによるものと考へられます。昨今の国際通貨体制の激しい動揺を背景に、わが国経済はいま非常にむずかしい局面に立たされておる。このような時期に開銀の業務運営は一体どのようにしていくのか、開銀並びに大蔵当局の基本的な心がまえを、四十三年度に行なうとする貸し付けの概況とあわせてひとつ御説明をいただきたい、こういうことでございます。内容は非常に幅が広いので説明がしにくいと思ひますが、要領よくひとつやつていただきたい、これをつけ加えておきます。

○政府委員(渡田智君) まず私のほうから最初に

申し上げて、あと開銀總裁のほうからその運営の実際の面からのお答えをお願いする、こういうことにならうと思ひます。

ただいまお話のありましたように、開銀は設立以来今日まで十七年でござりますが、この間にわが国の経済の発展に寄与してきたところはただいま御指摘のとおりでござります。国の政策上必要とされる諸分野における設備投資の需要に対して、量的、質的に資金を供給して、これが民間の融資を誘導するという役割りを果たしてきたわけでございます。しかし、その点は、同時に、きわめて密接にわが国の設備投資の動向と結びついた問題でござりますので、十分にそれを考慮に入れて開銀の融資の計画を立てていく、また、それに即応して融資を実施していくということではなればならぬわけでありまして、それが過剰の投資を招くということのないように、最近の、ことにこれからの国際経済情勢のもとにおいて、十分にわが国がこれに対処していけるように、国際競争力の上で必要な投資はこれを行ない、そして全体としての経済成長というものを適度な成長にしていくように、そういうような趣旨から開銀の運営も考えていかなければならぬ、こういうことだと思ひます。現に四十二年度において国際収支の悪化というような事態に対処しまして、開発銀行は貸し付けを百五十七億繰り延べを実施したこと御承知のとおりでございます。

【委員長退席、理事植木光教君着席】
今後の経済情勢の中において、開銀がわが国の経済の安定的な成長、開放体制に対処しての国際競争力の強化という面においては、何といつても、やはり重点は、わが国経済産業構造を高度化する、そういう面の投資を行なう、それから社会開発の面について必要な融資を重点的に行なう、いずれもこういうふうな点に重点を置いてやっていかなければならない。四十三年度の開発銀行の計画におきましても、あるいは産業体制の整備のための融資であるとか、あるいは国産技術振興のための融資であるとか、そういう融資に重点を置いており

ます。また、大都市の再開発とか流通機構の近代化、そういう趣旨の融資にも特に重点を向けておる次第でござります。こういうような形で、これからの方針でございます。国際経済の情勢の中における開銀の使命というものは、特にいま申し上げましたようなことを重点に置いて、しかも、計画の樹立のときのみならず、その後の年度間の実施の面においても弾力的に対処していく、こういうことではなればならぬ、かように存じております。

○参考人(石原周夫君) ただいま銀行局長からお答えをいただいたことだけで尽きておると思ひますが、開発銀行としては、前々からお答え申し上げておりますように、融資の重点もときどきの政策に応じて変えてきておるわけでございまして、最近におきましては、ただいまお話になりました開放経済体制の問題、あるいは技術開発の問題、あるいは体制整備というところに重点を置いております。たとえて申しますと、ただいま四十三年度の貸し付け内容についての御ねがひがございましたが、ただいま銀行局長からお話がございましたように、二千五百億という貸し付けのワケを持つております。四十三年度は四十二年度に比しますと二百五十億ほどの増加でございます。このうち、開放経済体制と申しますか、技術開発の問題、あるいは体制整備の問題というふうなところに八十億ほどの金、それから、地域開発及び大都市再開発、この項目におきまして約五十億ほどの金が入っております。それから、国際収支の改善という、これは海運の関係であります。このうち、これまた五十億ぐらいの金が入っております。こういうふうなことでございまして、大体先ほどの銀行局長がお話になりましたような融資の重点の方向におきまして金の増加をいたしておる、こういう次第でござります。

なお、お話のございました、四十二年度は百五十七億、融資の七割というものの繰り延べをいたしたわけでございます。かつて昭和三十三年、昭和三十三年、いずれの時期におきましても、ただ

いまお話のございました過剰融資的の傾向がございましたときに、いずれも融資計画に対して五割でありましたか一〇割でありましたとか、そのときどきに際しまして公共投資の繰り延べを相呼応いたしまして、そのときどきの財政金融の状況に際したような措置をとっていただいております。今後におきましても、従来と同様に、できるだけ全体の経済体制に弾力的に対応しながら融資の実効を得てまいりたいというふうに考えております。

○衆谷君 開銀は、発足以来、主として電力、鉄鋼、石炭、海運等の基幹産業に対して産業設備の資金を供給してきたのでありますけれども、最近の傾向として、大都市の再開発や流通機構の近代化、国際観光ホテル等、目新しい対象分野の発生が生じてきています。政策金融である以上は、流動する経済社会の求めに対応していくことは必要なこととは思ひますけれども、開銀誕生の際、国会の審議を得た業務運営のルールというものはあるものかと思ひます。業務がむやみに多様化し、質的な変貌を遂げて、はたしてよいと考えられておられるのか、おのずから節度がなければならぬと思ひます。最近の開銀の性格には変化が見られてきている。一体この傾向をどのように考えられておられるのか、政府並びに当局の指導方針をまずお尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(渡田智君) 開発銀行の目的は、申すまでもなく、開発銀行法にござります。経済の再建及び産業の開発を促進するために一般の金融機関が行なう金融を補充し、または奨励する、こういう開発銀行法の目的に従ひまして融資を行なうわけで、その目的遂行にあたって、そのときの経済情勢において最も重点を置くべきところにおのずから開発銀行の融資が重点的に指向されると、こういうことで、ただいま御指摘のように、開発銀行設立の当初は、電力、海運、鉄鋼、石炭の四大基幹産業中心ということで、貸し付けの八割ないし九割というふうなものがござります。基幹産業に向

す。しかし、その後わが国経済の再建、あるいは成長というものが進んでまいりまして、そうして逐次開発銀行法の目的にある一般金融機関が行なう金融を補充するという意味におきまして、一般金融機関が融資をしていくということでも十分に運営されてくるというふうな面がたまたま鉄鋼あたりに出てきた、電力についてもそういう形が相当出てきた、こういうふうなことで、開発銀行としては、当然そういう場合においては、開発銀行の性格上からいっても、そういうものは逐次民間の金融に移していくということであつてしかるべきであります。また、そういうふうな指導をしてきておるわけでござります。現在は海運等を中心に、四大産業向けの融資のウェイトは五割ないし六割というところまで下がってきているという実情でござります。ところが、高度成長に伴ひまして、わが国産業経済の実情においては、さらに国際競争力をもう一段開放経済体制に備えてつていくというふうな要請も高まっています。また、成長のひずみも是正というふうな意味から、地方開発の問題であるとか、あるいは大都市の再開発の問題であるとか、あるいは流通機構の近代化の問題であるとか、こういう問題の社会開発的な面と産業開発的な面とのちやうど中間のような、そういう面が必要が非常に出てきておる。いまやまさに開発銀行の目的であります経済の再建、産業の開発のために一般民間金融機関が行なう融資を補充するという意味においてはこういう面が重点となつてくる、こういう性格を持つております。もちろん、基幹産業も、先ほど申しましたような意味で、まだ五割ないし六割のウェイトは持つておるわけでござりますが、そのほかの面において、体制整備であるとか、あるいは国産技術の振興であるとか、あるいはいま申しました地方開発、大都市開発、流通近代化、こういうふうなものが逐次ウェイトを増してきております。こういう状況でありまして、これは開発銀行の指導におきましても、そのときの時代の政策的な要請に合はして、そして一般民間金融を補充するよう

な、こういう精神を貫いていくということをやつておるわけでございます。まあそういう意味で重点が變つてきている点はございますが、開發銀行の指導としては一貫してやつてきておる、こういうふうに考えております。

○柴谷要君 開銀總裁にはまとめてあとでひとつ御意見を聞かしていただきたいと思ひます。

〔理事植木光教君退席、委員長着席〕
時間の關係で、はしょって質問いたしますが、これは四つばかり内容を持ったものをちよつとお尋ねいたします。

まず、海運融資についてお尋ねしておきますけれども、海運業に対する貸し付け、回収の状況と、四十三年度の貸し付け計画、これがまず一つ。

それから、二つ目は、開銀は、当然、海運業の融資状況の変動に即応して融資してこられたと用いますが、いままでどのような処置をとつてきたか、これが第二点。

それから、第三点は、海運融資の目的とするところは、船舶の拡充と企業の経営基盤の強化による国際収支の改善にあると理解していますけれども、融資で一体どの程度貿易外収支の改善に役立ってきたか、これが第三点。

それから、第四点目は、三十九年五月から海運業に対して利子の支払猶予措置が行なわれていました。この処置は企業の経営合理化意欲を減退させているのではないかと私は考えられるのですけれども、以上四点についてひとつ御答弁いただきます。

○政府委員(澄田智君)　まず、第一点の、海運に對する貸し付けの状況と回収の状況でございますが、その海運に對する貸し付けの四十二年九月末の残高は三千八百四十一億圓ということになっております。開銀の貸し付け総残高の三三・八%、こういう比率になっておるわけでございます。

それから、その回収につきましては、三十八年の海運業の再建整備に關する臨時措置法によつて、整備計画の実行と相まわしまして、そして、ま

た、海運会社の収益状況というものを考慮しまして、その返済能力に応じて回収させるということとで回収の促進につとめてまいりました。その結果、その延滞元本及び弁済猶予元本の合計で申しますと、三十九年の三月末には四百四十六億というものを返済猶予をしておたわけでございますが、それが四十二年の九月におきましては六十九億というところまで減つてまいりました。これが回収が促進されてきた、こういう次第でございます。

それから、次のお尋ねの、海運業のいままでの状況に就いてどのような処置をとってきたかという点でございますが、——いま四十三年の貸し付けは幾らかというのが落ちておりました。四十三年度の海運向けの貸し付けは、四十二年度の計画造船船、これが二十三次でございますが、その充足率が四十三年にずれ込んでいる分がございます。それと四十三年度の新しい計画造船船、これは二十四次計画造船船でございますが、これと合わせまして八百九十三億円、そうしてその四十三年度の計画造船の建造量は二百二十万グロストン、こういうことになっております。

それから、いままでとつてきました処置といひましては、開銀の低利融資とか、あるいは利子の支払い猶予、あるいは開銀自身についての利子補給、あるいは市中の銀行の利子分についての利子補給というような措置があるわけであります。特に三十九年から先ほど申し上げました再貸整備法によつて再編成を實行いたしましたので、集約化した海運業に対する既往の分の利子の徴収が猶予、それから、今後の分の利子補給、それから、さらに市中分についての利子補給、こういうようなことをいたしてきている次第でございます。

それから、その次の御質問の三点目の、國際支の改善にどういふふうな効果を果したたか、というところでございます。この点につきましては、先ほど申しましたような措置の結果といたしまして、海運業はかなり立ち直りを見せてきたけであります。そうして償却の不足というふう

ものも非常に解消されつつあるわけでございますが、そうして他方、その結果、それと伴って、船舶の拡充という方面においても計画が逐次拡大されてまいりまして、その結果、輸入の積み取り比率で申しますと、三十六年には四〇%でございますが、これが四十一年には四七%というところまで向上してきております。わが国の国際収支の貿易外収支のうちの海運収支、これは依然五億ドルないし六億ドルの赤字になっておりますが、貿易が拡大しているわけでございますが、それに伴って、従来赤字幅がふえる傾向にありましたたが、海運にこのような施策をとった結果は、赤字は赤字でございますが、貿易量は量的に非常に拡大しているにかかわらず、赤字は増加しない、横ばいというようなことでとどまっている。こういう点は、やはり海運に対する助成策というもののもの、国際収支面に持つてゐる効果、こういうことにならうかと思ひます。

それから、支払い猶予の措置が、あるいは利子補給の措置が企業の合理化努力を減殺するのではないか、こういうような趣旨の御質問がございました。まあ最近の海運助成策の総合対策として、先ほど申しましたように、かなり立ち直りが見られていて、そうして償却不足額を解消するといふのが整備計画の一応の目標でありましたが、そういうような償却不足を解消したという会社もかなりふえて、現在二十四社はかりございますが、かなりふえてきているわけでございます。こういうような回復は、これは結局助成もございしますが、海運業がみずから再建の努力をした、こういうことでございます。その結果こういうところまでまゐりまして、先ほど延滞元本の弁済猶予をしていっている、金額も非常に減つてきたことも申し上げましたが、そういうような形になってまいりまして、これはやはり助成策が業界の努力を導き出してこういうところになってきているという効果も十分考えられるわけではないか、かように存ずる次第でございます。

○柴谷要君 海運業の問題について私が四点質問

がとうございました。ただ、私どもが危惧することとは、いまの海運業界なるものがまだまだ企業努力が足りないのじゃないかという気がするわけなんです。というのは、交通関係の面から見て私どもは多少関心を持っておりますからこういうことを申し上げるのですが、より一そう強化をして、海運業界にもっとも企業意欲を出させるようにに指導もしてやっていただきたい、こう思います。あと二問だけございますので、ごく簡潔にお尋ねをしていきたいと思います。

産業設備資金を供給する政府機関としては、開銀をはじめ、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、特定船舶整備公団のほか、石炭鉱業合理化、産炭地域振興、公害防止等の事業団などがなされるべきであります。これらの機関ではそれぞれ性格や機能の異なっていることはもちろんでありますけれども、財政資金の効率的運用という点から問題は一體ないのかどうか。あまりにもたくさんさんの機関があつて、それらの機関がつまりまあ融資資金の他のことを取り扱っている、こういう点は、勢多のものはあるので、はたして効率的の運用ができてゐるかどうか。今日財政硬直化を是正する上から整理統合をする必要がここに生じてきているのではないかと、さうに考えられるわけです。開銀ということじゃないですよ。ほかにおか、しなものが、おかしなものと云つちゃ何ですが、たくさんあるわけです。これはまあ一つ例をとつて言ふと問題があるから言いませんけれども、おかしなものがあつたのですよ。そういうものを整理統合して、さうして効率的な運用をする考えがあるかないか、これのちよつと政府側の御意見をいただきたい。最後に一つ總裁に聞きたいことがありますが、これは政府側からひとつお願いしたいと思ひます。

○政府委員(二木謙吾君) いろいろな御指摘のような機関がございます。そのうちにはどうなうかと思われるようなものもございますが、これは要検討が必要で、そうして、また、整備すべきもの

は整備しなければならない、私かように考えております。

○柴谷要君 これはまあ政務次官在任中にぜひひとつやってみなければ困ることだと思つております。

最後の質問になりますけれども、設備投資研究所というものが開銀の中にできておりますね。一体これは開銀の組織上どういう性格のものか、そしてどういふふうな仕事をしていられるのか、それをひとつこまかくお聞かせをいただきたい。

○参考人(石原周夫君) 設備投資研究所と申しますのは、三十九年の七月に、設備投資を中心としたしまして、基礎的な、理論的な研究を行なうというのを目的としてつくられました本店の中の一部局であります。したがって、当然この研究の計画、あるいは研究の成果というものは役員会で常時報告を聞いておりますし、また、調査部というふうなものも本店の中にございまして、その間の業務連絡というものとておるわけでありまして、ただ、独立の研究所という形になっておりますので、制度といたしましては研究員という制度、私どものほうは課長とか副長とかいうような責任者の制度がございまして、研究所におきましては研究員の制度になっておりまして、その取りまとめをするのは主任研究員という形になっておるわけでありまして、大抵人員の規模が三十六名ほどでございますが、大学からの委託研究員の受け入れもやっておりますので、そういう大学の先生の方で囑託で来ていらっしゃる方なども合わせますと、約四十名という規模であります。やつておりますことは、いま申し上げましたように、私どもは設備投資というものを中心にして仕事をいたしておるわけでありまして、産業の設備投資というものを基本的にとり考へるか、あるいは資本市場の關係でどう考へるか、あるいは経営効率の点でどう考へておるかというふうなことにございまして、私どものほうは電子計算機を三年ほど前から入れておりますので、その電子計算機を入れて、たとえばシミュレーションでありますとか、いろいろな新しい手法を用いました研究をいたしておるわけでありまして、いま申し上げました基本的な設備投資の理論的な問題、基礎的な問題を研究いたしますはかに、これは主として電算機を使つてでありまして、企業の経営分析をやっております。これは日本の企業もそうでございますし、比較分析の意味におきまして、アメリカ、ヨーロッパの主要企業の経営手法と申しますか、経営手法をとりまして、これとの比較をいたしまして、どういふところに企業経営のポイントがあるか、どういふところが違つていふのか、どういふところが弱いかというふうなことにございまして、現在企業分析をこの設備投資研究所の一部としてやつておるわけでございます。その業績につきましては、これは月報を出してございまして、この月報は關係の筋に配付いたしておるから、いま申し上げました基礎的な研究問題、あるいは企業の経営分析の問題、時々報告をしていけるべき方々にございまして、今後におきましては、だいたいデータも蓄積されたいりまして、そういうデータも駆使いたしまして私どものほうの業務の上におきまして経営判断の資料にいたしますとともに、多少世の中のお役にも立ち得るのではないかと、うふうに考えている次第でございます。

○柴谷要君 これはなにお最後のお願いでございませうけれども、四十二年に開銀が融資をした先、それから、その額、そういう資料を昨年はいったいたのですが、今年はいったいたいていないと思うのですが、そういう資料をいただけるものでしょうか、どうでしょうか。

○参考人(石原周夫君) 昨年お出しをいたしたものはいまちょっと覚えておりませんので、昨年お出ししたものがございませうれば、それと比較してお出しいたしますが、これはこの間、須藤委員からもお話がございましたように、過去の融資先に関しましての資料はほとんど財政資金のこと

でございますので、融資を受けております企業の側から見ますと、これは政府関係機関であらうと、あるいは民間金融機関であらうと、やはり企業の秘密に属しますものがございまして、私どももいたしましては、どういふふうな融資対象にどれだけの融資をいたしておりますかというふうにございましては、これは資料を、御要望に応じまして、こまかいものも差し上げたいと思つております。

○柴谷要君 委員長、資料のほうはよろしくお願ひいたします。

○大竹平八郎君 総裁、ちょっと一言。これはあの平田前総裁にも私申し上げたのですが、今日の日本の船舶は、終戦後、無から有を生ずるような大発展をした。これは一に開銀の援助というものが大きな力があったといふことは、これは当然なことです。そこで、私がこの前申し上げたのは、最近の東南アジアの観光状況なんです。観光船ですね、これはもうほとんど外国船にしてやられてる。たとえば香港とか台湾、それからタイ、東南アジア諸国に行く日本人、並びに、また、向うから来る人たちが、これは私にこまかい数字はいふまでもありませんが、金額にするとたいへんなんです。そこで、このごろは外国船が盛んに東南アジアの十四、五日の旅行というふうなものをやつて、逆に日本に来て外貨をかせぐというふうな状態。それから、かりに台湾一つを見まして、台湾は約千五百五十万ぐらいの人がいるわけですが、本省人が約千万人近いと思うのですが、これはいま政治上の制約がございまして、自由には渡航するといふことはできない。しかし、これはおそろしく三年中ではこれは解除されるというところは考えられる。そういうことを考えると、あそこにいる人たちは、まず一番先に考えることは、日本に一本行ってみたいといふ、こういうことなんです。それは女中さんでもみんなそのために貯金をしている、こういうことなんです。戦前日本人が四十五万か五十万近かった。わずかにそれぐらいの人間で毎日とにかく就航して超満員だったのです。こ

の三年、あるいは四年後にこの台湾のいまの状況というものが、これは政治的に就航自由になる、渡航自由になるということになると、これはたいへんなことになると思つております。そういう意味からいって、何かやっぱり観光船といふものをつくつてやるべきではないか。これはむしろ開銀が主体性を持つわけではございせん。これは運輸省でよろしけれども、そういう点について、何か船会社は自分の貨物船に迫られておりますので、そういう余地がないが、そういう点で船会社から申し込みがあるかどうか、申し出があるかどうか、あるいは開銀自体にしても、大きな日本の観光国策という立場から将来どういふことを考へてみられるという、こういう御意思があるかどうか。また、私が前総裁に申し上げたことがその後幾らか問題になつておるかどうか、そういう点をひとつお伺ひしたい。

○参考人(石原周夫君) ただいま大竹委員がおっしゃいましたように、これは本来、運輸省と申しますか、政策当局の考へられることでございまして、私の承知しておりますことで、これはお答えになるかならないかわかりませんが、二、三申し上げたいと思つております。

一つは、現在太平洋航路に就航いたしておりますが、これは移民の目的でつくりました船もございまして、そういうふうな船が太平洋を往復をいたします途次に東南アジアの一部に寄港しておる事実がございまして、これは移住の關係におきまして、御承知のように、財政上の援助措置があるわけでございますが、それとも関連をして一つ成り立つておるのかと思つております。ただ、大竹委員がおっしゃいますようにそれが相当ひんばんに相当な数を運んでおるかどうかといふことにつきましては、私あまり承知いたしておりませんけれども、そういうふうな形で東南アジアにも太平洋航路途次立ち寄つておるケースがございまして、それが一つと、それから、もう一つは、旅客船のことにつきましては、御承知のように、前からそういうものををつくつたらどうかという御提案があるわけ

ございます。ただ、今日までそういうものが実現しなかったのは、私の承知しておるところでは、相当巨額の助成でもありませんと、これは外国の例をごらんいただきましても、アメリカにおきましてはヨーロッパにおきましても旅客船がございしますが、これは相当大きな財政援助をしてはじめて成り立つものでございします。ただ、大竹委員が御指摘のような東南アジアの近いところを回りました場合どういう採算になるか、私もまたそういうことは勉強したことはないわけでございますが、一般におきましては、戦後におきましては、旅客船は相当融資というところもございしますから、まず補助金という形で助成がございせんとなつて成立しないという状況かと思ひます。したがって、東南アジアの場合でも、程度の差はございしますが、そこら辺のことがまず基本になるんじゃないか。先ほど申し上げましたように、太平洋に動いておられますものが、その始めと終わりにその航路を延長するということが現在やっておりますと思ひますし、これはある程度であるいは若干拡充できるかと思ひます。これは私どもの直接の融資対象のことではございせんので、詳細のことは知っておりません。

○大竹平八郎君 御承知かと思ひますが、お考えおき願ひたいのですが、御承知のとおり、いま羽田を中心に、香港、台湾に行きます飛行機の数は各世界の会社がほとんどやっておりますし、御承知のとおり、お調べになりますればほとんど超過満員です。そういう意味で、私は、大観光船とかいうような、太平洋、大西洋を横断する大観光船でなくて、東南アジア向けの小さな船でいい。それが絶対には必要な時代がくるんじゃないかというのを申し上げたいのですが、いま御答弁はよろしいのですが、どうぞひとつそういう意味で頭に入れておいていただきたいと思ひます。

○委員長(青柳秀夫君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午前十一時五十分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願(第二七二七号)(第二七二八号)(第二七二九号)(第二七三〇号)(第二七三一〇号)(第二七三二二号)(第二七三三三号)一、中小零細企業に対する融資制度に関する請願(第二七三四号)(第二七六九号)(第二八一七号)(第二八二八号)(第二八三三三号)(第二八三六五号)(第二八六六号)(第二八六七号)(第二八六八号)(第二八八〇号)(第二八八一七号)(第二九〇六号)(第二九〇七号)(第二九二五号)(第二九七〇号)

一、農地被買収者等に対する給付金の支給対象拡大に関する請願(第二八三〇号)

一、支那事変国債償還に関する請願(第二八七八号)

第二七二七号 昭和四十三年三月八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 長野県諏訪市大和三区三三五 大野一郎外九名
紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二七二八号 昭和四十三年三月八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 長野県岡谷市加茂町四ノ一〇ノ六 竹内愛外一名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二七二九号 昭和四十三年三月八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 長野県岡谷市銀座二ノ一ノ一九 林悦子外十三名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二七三〇号 昭和四十三年三月八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 長野県駒ヶ根市赤穂四、六〇三 田中泰男外十三名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二七三二二号 昭和四十三年三月八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 長野県岡谷市加茂町四ノ三ノ六 田中敏夫外十名
紹介議員 藤田 泰太郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二七三三三号 昭和四十三年三月八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 長野県岡谷市御倉町五ノ三 小口泰弘外八名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二七三三四号 昭和四十三年三月八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(百三十九通)
請願者 新潟県津市相生町五ノ三六 鈴木芳外千三百八十九名
紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二七六九号 昭和四十三年三月八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(三十一通)
請願者 新潟県燕市小園 塚田誠一郎外二百六十名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二八二七号 昭和四十三年三月十一日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(七通)
請願者 広島県尾道市尾崎本町一〇ノ五 松岡博外千八百九十名
紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二八二八号 昭和四十三年三月十一日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 東京都練馬区桜台二ノ一 金子文夫外九百六十四名
紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二八二九号 昭和四十三年三月十一日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(四十二通)
請願者 東京都世田谷区玉川中町二ノ四二 吉野秀雄外四百九名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二八二六号 昭和四十三年三月十一日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願

請願者 長崎県佐世保市城山町八ノ三 大

限直之外千七百四十九名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二八三二号 昭和四十三年三月十二日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願

請願者 鳥取市吉岡温泉町七七一 藤田年

久外七百五十名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二八三三号 昭和四十三年三月十二日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願

請願者 京都市中京区千生森前町二五ノ二

一 高木佳子外千九百九名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二八六五号 昭和四十三年三月十二日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願

請願者 大分市大字森 高橋等外六百七十

九名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二八六六号 昭和四十三年三月十二日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願

請願者 福島県いわき市小川町上平守光平

七 岡部誠志外二千四百五十八名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二八六七号 昭和四十三年三月十二日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願(五

通)

請願者 広島県尾道市栗原町下組南 平井

孝三外千四百五十七名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二八六八号 昭和四十三年三月十二日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市栄町港一ノ五ノ二

山本陸恵外五百二十九名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二八八〇号 昭和四十三年三月十三日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願

請願者 北海道旭川市大町二条一丁目 時

安富子外六百九十九名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二八八一号 昭和四十三年三月十三日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願

請願者 群馬県高崎市飯玉町五十六 柳沢幸

夫外二百九十七名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二九〇六号 昭和四十三年三月十三日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願

請願者 群馬県太田市仲町五一九 金子晋

外百十九名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二九〇七号 昭和四十三年三月十三日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願(四

通)

請願者 神奈川県川崎市京町一ノ二ノ二二

伊藤愛外三百九十九名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二九二五号 昭和四十三年三月十四日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願(二

通)

請願者 茨城県日立市石名坂町七〇ノ二

三嶋紀雄外二千一名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二九七〇号 昭和四十三年三月十四日受理

中小零細企業に対する融資制度に関する請願(五

通)

請願者 鳥取市西町一ノ二二五 大坪政実

外千三百九十五名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二八三〇号 昭和四十三年三月十一日受理

農地被買収者等に対する給付金の支給対象拡大に

関する請願

請願者 神奈川県藤沢市本鶴沼一ノ一〇ノ

一二 今野千鶴子

紹介議員 鈴木 亨弘君

「農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法

律」による給付金の支給を宅地、家屋についても

適用するよう、実情を調査の上、適切な措置を講

ぜられたい。

理由

昭和二十三年十月、請願者所有の岩手県気仙郡立

根村字小林(現・大船渡市立根町字小林)所在の

宅地三百七十八坪と家屋百二十一坪二合は、自作

農創設特別措置法にもとづき、立根村農地委員会

の買取令書によつて、一万三千六百八十円で強制

買取された。農地ならばともかく、現に賃借人の

住んでいる宅地、家屋を強制的に買取したこの措

置はきわめて不可解、不当である。

昭和四十年、「農地被買収者等に対する給付金の

支給に関する法律」が施行されたが、宅地、家屋

は同法律による給付金支給の対象から除外されて

いる。しかしながら、請願者の場合、前記の事実

からして、むしろ農地の被買収者よりも優先的に
給付を受けるべきであると思われる。(当時の買
収令書の写し添付)

第二八七八号 昭和四十三年三月十二日受理

支那事変国債償還に関する請願(二十一通)

請願者 富山市大泉南三三七一 森田範正

外二十名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第二一八九号と同じである。

昭和四十三年三月二十九日印刷

昭和四十三年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局